（参考）

（仮称）衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業の概要等

1　計画概要

（1）目的

愛知県内では、これまでに４か所の公共関与の最終処分場が整備されてきたが、名古屋港南５区廃棄物最終処分場及び衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場は埋立てを終了しており、現在供用中の衣浦港３号地廃棄物最終処分場及び御船産業廃棄物最終処分場は埋立計画期間の終了年度まで計画的に廃棄物の受入れができるよう搬入抑制策を講じている状況である。既設の公共関与の最終処分場の埋立てが終了した場合、県内の廃棄物の最終処分が極めて困難な状況となることから、新たな公共関与の最終処分場の確保が必要である。

また、県内の港湾では、港湾機能の強化や維持のための航路及び泊地浚渫（はくちしゅんせつ）が継続的に求められており、発生する浚渫土砂を安定的に受け入れるための処分場の確保が必要である。

以上のことから、本事業は、廃棄物の最終処分場及び浚渫土砂の処分場を設けることにより、県域における安定的な廃棄物処理の確保や、県内の港湾における港湾機能の強化や維持を図ることを目的とするものである。

（2）事業者

愛知県

（3）対象事業実施区域※の位置　※方法書を作成する段階で事業者が想定している事業の実施区域

衣浦港外港地区（碧南市港南町地先）

（4）事業規模

公有水面の埋立区域の面積約 65 ヘクタール

うち廃棄物の埋立処分場所の面積約 38 ヘクタール

2　手続根拠法令

環境影響評価法（平成９年法律第 81 号）

3　経緯

2026 年３月10日　配慮書についての知事意見の通知

８月18日　方法書の県への送付、方法書の公告・縦覧（～９月 17 日）

10月６日　方法書についての住民意見の概要の送付

10月16日　審査会の開催

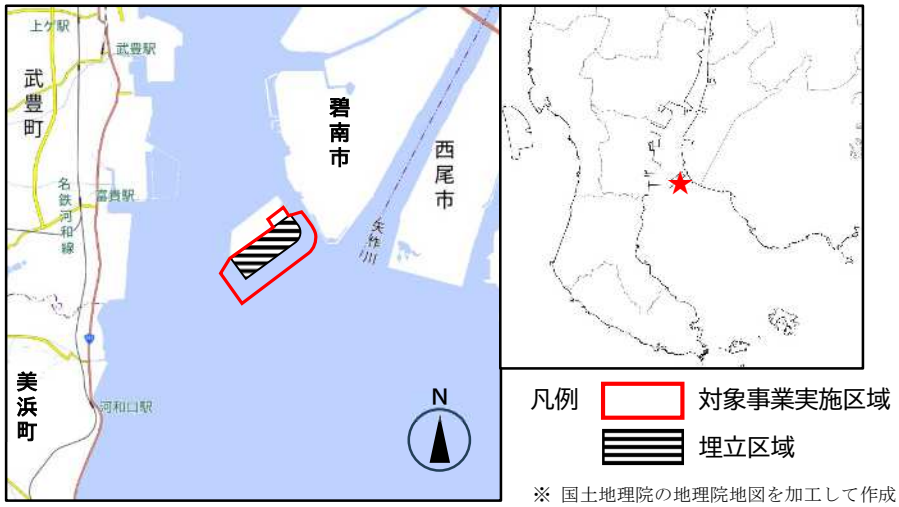
11月27日　衣浦ポートアイランド部会の開催

4　今後の対応

知事は、審査会の答申、関係市長意見等を踏まえ、方法書について環境の保全の見地からの意見を事業者に通知する。

この知事意見の通知は、事業者から方法書についての住民意見の概要の送付があった日から90日以内に行う。

5　対象事業実施区域の位置



（仮称）衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業に係る環境影響評価の手続の流れ

